

高原町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年4月

宮 崎 県 高 原 町

目次

第1部 はじめに

- 1 新型インフルエンザとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定について・・・・・・・・ 1
- 3 高原町新型インフルエンザ等対策行動計画の制定について・・・・・・・・ 3

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方等・・・・・・・・ 5
- 2 対策の基本項目と横断的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 町行動計画の実効性を確保するための取組等・・・・・・・・・・・・・・ 22

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- 1 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 3 まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 4 ワクチン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 5 保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 6 物資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 7 町民生活及び地域経済の安定の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

- 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

第1部 はじめに

1 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきた季節性のインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスのことである。ヒトはこの新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、ひとたび新型インフルエンザが発生すると、世界的な大流行（以下「パンデミック」という。）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。このような新型のウイルスは、およそ10年から40年の周期で発生している事が知られている。

20世紀においては、1918年（大正7年）にスペインインフルエンザの大流行が発生し、世界中で最大約4千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡している。1957年（昭和32年）にはアジアインフルエンザ、1968年（昭和43年）には香港インフルエンザがそれぞれ大流行しており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

近年では、重症急性呼吸器症候群（SARS）や新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）といった新興感染症がパンデミックを巻き起こし、国際的な脅威となっている。グローバル化の進展により、このような感染症危機が広がりやすい状況にあることを改めて認識する必要がある。

こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能であるため、平時から感染症危機に備えながら、より万全な体制を整えることが重要である。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定について

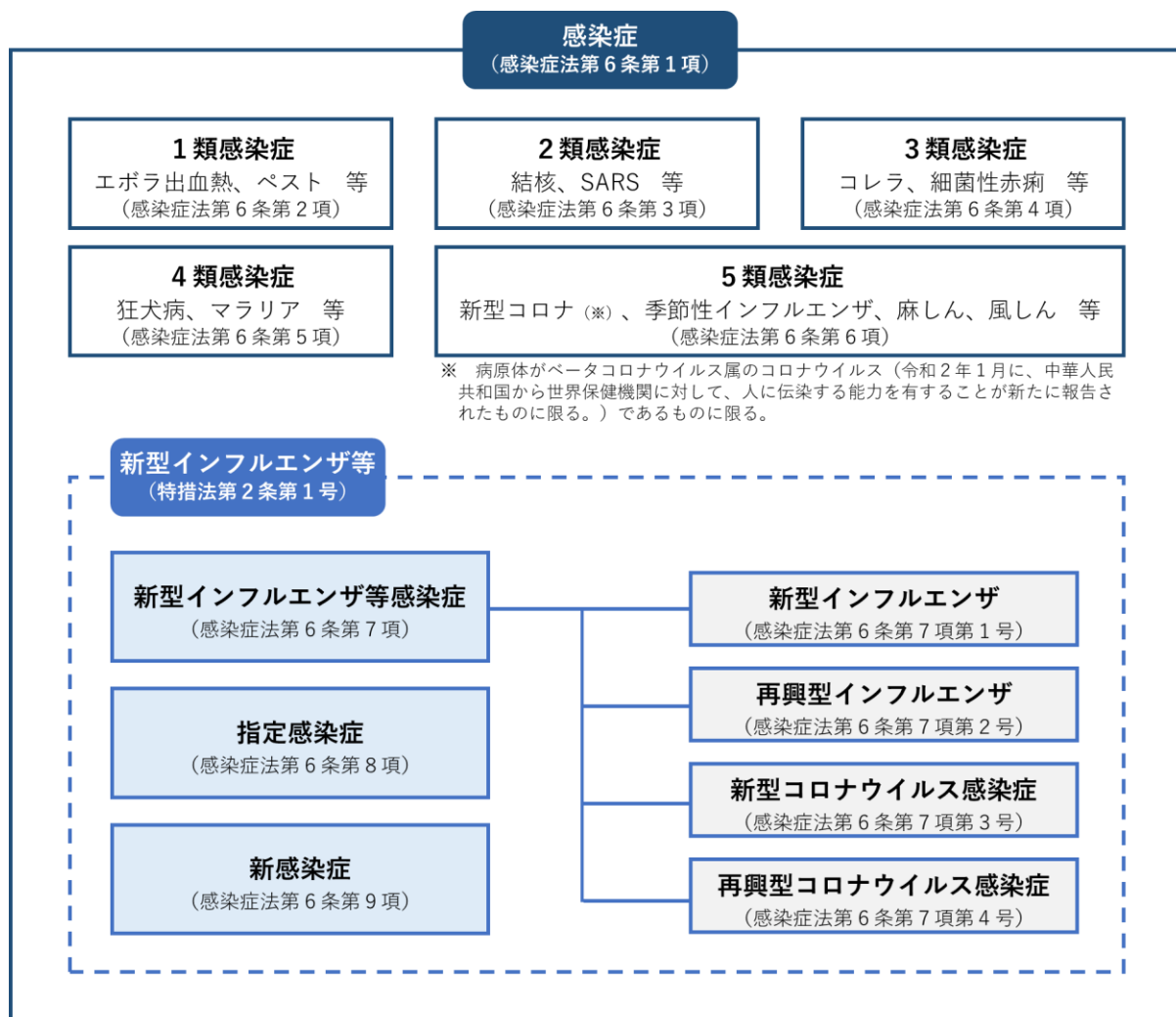
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性¹が高い新型インフルエンザ等感染症や同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

¹ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、町行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等（特措法第2条第1号）は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症であり、具体的には以下のとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

《感染症法及び特措法における感染症の分類（イメージ）》



※県行動計画より抜粋

3 高原町新型インフルエンザ等対策行動計画の制定について

(1) 町行動計画の作成

2013年（平成25年）6月、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれの計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。その後、2024年（令和6年）7月に新型コロナ対応の経験を踏まえ、政府行動計画は改定されている。

今般の政府行動計画の改定内容は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等²以外の新たな呼吸器感染症等の流行に対応できる社会をめざすものである。

また、宮崎県においても政府行動計画の改定に伴い、2025年（令和7年）3月に、特措法第7条に基づき、宮崎県新型インフルエンザ行動計画（以下「県行動計画」という。）が改定された。

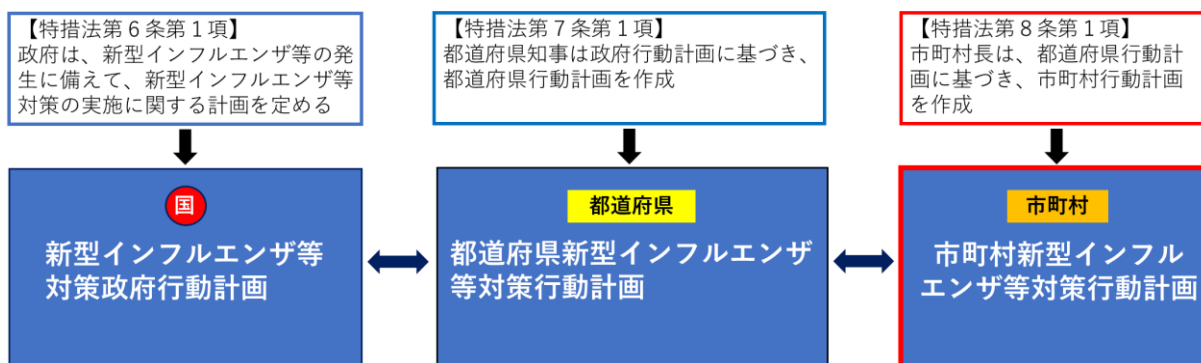
本町では、2009年（平成19年）に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験を踏まえ、2011年（平成21年）5月、「高原町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。さらに、2013年（平成25年）3月には、「高原町新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、町長を本部長とする全庁的な推進体制を整備した。

以上の経緯と特措法第8条の規定により、2015年（平成27年）3月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とした、より実効性の高い「高原町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定した。

さらに、今般の政府行動計画及び県行動計画の改定を受け、町行動計画も改定を行う。なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしている。このため、町においても、国の動向や県の取組状況等を踏まえ、町行動計画の適時適切な変更を行うものとする。

² 感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

《政府行動計画・県行動計画との関係性イメージ》



(2) 町行動計画改定の目的

町行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

国の新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）では、新型コロナウイルス対応の主な課題として、

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

を挙げており、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す必要がある。

こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 町民生活及び地域経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの視点から対策の充実・強化を図る必要がある。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方等

(1) 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や地域経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や、ワクチンの早期開発・製造を前提としたワクチン接種体制の構築等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供及び医療体制の情報提供を行うことにより、重症者数や死亡者数を減らす。

② 町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び地域経済活動への影響を軽減する。
- ・町民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・まん延防止のための感染対策等を周知啓発することで、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

(2) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、政府行動計画や県行動計画に基づき、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の実情、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

また、町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

さらに、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが求められる。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

(3) 感染症危機における有事のシナリオ

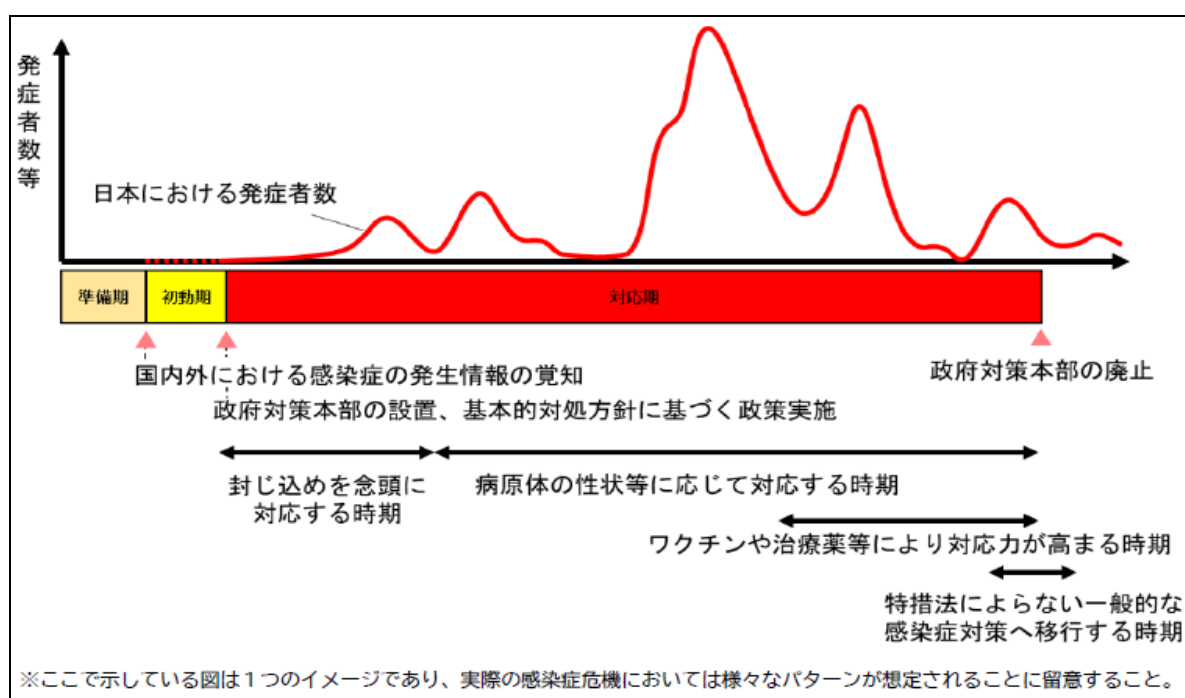
過去に国内で流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、県行動計画に準じ、有事のシナリオを想定する。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性³、薬剤感受性⁴等）のリスク評価の大括りの分類を活用し、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

具体的には、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、【初動期】及び【対応期】を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう、P8「初動期・対応期の区分及び対応」のように区分し、有事のシナリオを想定する。

「新型インフルエンザ等発生時の発症者数のイメージ」



※県行動計画【国作成「新型インフルエンザ等対策に関する指定公共機関に係る説明会資料」より抜粋】

³ 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、町行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

⁴ 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

《初動期・対応期の区分及び対応》

区分	時期ごとの対応の大きな流れ
初動期【A】	対応期に向けて準備する時期
	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、宮崎県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）及び必要に応じて高原町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期【B】	封じ込めを念頭に対応する時期
	政府対策本部、県対策本部及び必要に応じて町対策本部が設置された後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
対応期【C-1】	病原体の性状等に応じて対応する時期
	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
対応期【C-2】	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
対応期【D】	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

【参考】新政府行動計画と前政府行動計画との区分比較

新政府行動計画（2024年(令和6年)7月）

区 分	状 態
準備期	・ 発生前の段階
初動期	・ 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（A）
対応期 ※対応期は段階に応じて4区分に分かれる	・ 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（B）
	・ 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
	・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
	・ 流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

前政府行動計画（2013年(平成25年)6月）

区 分	状 態
未発生期	・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	・ 国内いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(4) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、国・県と相互に連携し、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針等、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとし、この場合において、次の点に留意する。

① 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下のアからエまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進等を行う。

【ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理】

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

【イ 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善】

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

【ウ 医療提供体制、リスクコミュニケーション】

有事の際の速やかな対応を可能とするため、平時から、リスクコミュニケーションについての取組を進めるとともに、医療提供体制等の整備について国や県と情報共有を行う。

【エ 情報の有効活用、国・県との連携等のための DX の推進や人材育成等】

医療関連情報の有効活用、国や県との連携の円滑化等を図るための DX の推進のほか、有事に対処できる様々な分野の人材の育成、確保を進める。

② 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

【ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え】

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。

【イ 医療提供体制と町民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置】

有事には県や保健所等と連携しながら、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や地域経済等に与える影響にも十分留意する。

【ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え】

科学的知見に基づく病原体の性状の把握、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、国や県の方針を踏まえ、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

【エ 対策項目ごとの時期区分】

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載するなど、国や県の方針を踏まえ、可能な範囲で個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

【オ 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有】

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及するなど、子どもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有を図ることで、町民が適切な判断や行動を選択できるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

③ 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権の尊重を基本とし、県との連携のもと、特措法による要請や行動制限等で町民の自由と権利に制限を加える必要がある場合は、その内容は当該新型インフルエンザ等対策を実施するために必要最小限のものとする。

実施に際しては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分な説明を行い、まず理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等に係る偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持のためにも、防止すべき課題である。このため、新型インフルエンザ等に関する正しい知識の普及啓発、偏見・差別防止のための注意喚起等について、あらゆる機会を通じて行っていく。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に際しても、まずは町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

④ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

⑤ 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう県に対して要請することができる。要請を受けた県はその趣旨を尊重し、必要がある場合には、速やかに所要の総合調整を行う。

⑥ 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

⑦ 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化、避難所施設の確保等を進めることや、県と連携し、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、国・県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

⑧ 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町は、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

(5) 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等は、社会全体に影響を及ぼすものであり、その対策においては、国、県、市町村、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者、一般の事業者、町民がそれぞれ重要な役割を担っている。政府行動計画では、次のとおり、それぞれの役割について位置づけられている。

① 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

② 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国及び市町村など関係機関と連携を図りながら、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、感染症の特徴や病原体の性状に応じた対策を着実に推進する。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を確保するとともに、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力を発揮させるため、計画的に準備を進める。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行することが可能となる。

こうした取組において、県は、宮崎県感染症対策連携協議会及び宮崎県感染症対策審議会等（以下「連携協議会等」という。）を通じ、県予防計画等について協議を行うとともに、同計画に基づく取組状況を毎年度国に報告する。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の確保や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

また、県は、平時から、国が発信する感染症や感染対策に関する基本的な情報を県民に分かりやすく伝える。

【町の役割】

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や地域情報の提供、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者⁵への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都道府県や他市町村と緊密な連携を図りながら進める。

③ 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に努める。

⁵ 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者は、家族が同居していない又は近くにいない等のため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない高齢者や障がい者等が対象範囲。

④ 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

⑤ 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

⑥ 一般の事業者の役割

事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

⑦ 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、医薬品や食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

2 対策の基本項目と横断的視点

(1) 新型インフルエンザ等対策の主要7項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことの2点を達成するための具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示しつつ、町民及び関係機関等から見て分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。各項目の基本理念及び目標、相互の連携を意識した横断的視点については以下のとおり。

- ①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止
④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦町民生活及び地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦でのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、町民の生命及び健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な流行により国民生活及び国民経済に広く大きな被害を及ぼす恐れがあることから、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、国、県、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を図るとともに、準備期の取組を確認しながら対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析を行い、リスク評価を踏まえ、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、地域経済に及ぼす影響が最小となるよう努める。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等（以下「偽・誤情報」という。）が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、情報の受取り手が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民の生活及び地域経済活動への影響を最小化することを目的としている。必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が地域経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、国、県、医療機関、事業者等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について協議をしておく必要がある。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、町民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、地域経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、町は、県や保健所等を通じて、正しい感染状況の把握に努めながら、地域の感染者数や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、丁寧に地域の理解や協力を得ていくことが重要である。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄の推進等を進めることが重要である。新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の不足が懸念される場合には、国や県、感染症対策物資等の製造販売事業者や販売事業者と連携しながら必要量の確保に努める。

⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民の生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に、事前に必要な準備を行うよう働きかける。

新型インフルエンザ等の発生時には、国、県と連携しながら、町民の生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のⅠからⅢまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

- Ⅰ. 人材育成
- Ⅱ. 国、県等との連携
- Ⅲ. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

Ⅰ. 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるために、平時から、感染症対応業務に関する研修及び訓練に参加するなど、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。まずは、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有しながら、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることが重要である。

このほか、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに全庁での対応体制を構築するため、日頃から保健部門と危機管理部門とで連携を図っておくことが重要である。

Ⅱ. 国、県等との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、地方公共団体が果たす役割は極めて重要である。国、県との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。そして、町は住民に最も近い行政単位として予防接種や町民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国、県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では自治体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は市町村間や管轄保健所との連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有等が感染症危機の際に可能となることが求められる。このため、平時から、国、県等との連携体制やネットワークの構築に努める。

Ⅲ. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等、データの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を有している。

例えば、新型コロナ対応においては、急激な感染拡大に伴い、感染症法に基づく発生届の届出数が増え、全国的に保健所職員の入力業務等の負担が著しく増加した。このため、2020年から「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」が導入され、医療機関から発生届のオンライン提出が可能となった。また、患者本人による自身の健康状態のオンライン報告も可能となったことで、保健所職員等の健康観察業務等の負担が軽減された。

このほか、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により、全国の医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資等の確保状況等の一元的な把握等が可能となり、業務の効率化とともに、情報収集の迅速性の確保が図られた。

新型コロナへの対応は、社会的に大きなデジタル化への変革をもたらした。この変革を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、各種保健事務のデジタル化や医療DX等も含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である。

3 町行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) EBPM の考え方に基づく政策の推進

町行動計画の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づいて政策を実施する。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

町行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、町行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練への取組

「訓練でできないことは、実際もできない」という考えは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。

訓練への取組等により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。国・県と連携し、訓練への取組やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国は、政府行動計画やガイドライン等の関連文書に基づく取組や新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組について、推進会議等の意見も聴きながら、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を行う。定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

また、県においても、おおむね6年ごとに県行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

町は、政府行動計画及び県行動計画の改正を踏まえて、町行動計画について、必要な見直しを行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に町行動計画の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1 実施体制

I. 準備期（予防や準備等事前準備の期間）

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、庁内における各役割を明確化するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修等を通じた課題の発見や改善等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係者間の連携を強化する。

（2）所要の対応 ※第3部中【 】内は町（町対策本部）における所管課等を表す。

①-1 町行動計画の見直し

・町は、県の動向を踏まえ、必要に応じ町行動計画を見直す。その際はあらかじめ、高原町健康づくり推進協議会（以下「町推進協議会」）や感染症に関する専門的知識を有する者等の意見を聴く。【健康課】

①-2 実践的な訓練の実施等

・町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練の実施に努める。【健康課】

①-3 体制整備・強化

・新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。【健康課】

・新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等に努める。【健康課】

①-4 連携の強化

・国、県及び指定（地方）公共機関などの関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練の実施に努める。【健康課】

・新型インフルエンザ等の発生に備え、町連絡協議会等を活用した関係機関等との連携体制を構築する。【健康課】

《町対策本部の組織体制》

新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国による緊急事態宣言がなされたときは、町長を本部長とする町対策本部を直ちに設置し、全庁的な危機管理対応を行う。町対策本部の下部に位置する各対策部が、発生段階に応じた対策を実施する。

もし、新型インフルエンザ等の病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）が強いと判断された場合は、緊急事態宣言がなされていない段階でも町対策本部を設置し必要な対策を実施する。

町対策本部は、各対策部や連携機関の情報を踏まえ、流行状況の判断、医療の確保に関する方針、感染拡大の防止に必要な措置等についての判断を行う。各部の所掌事務についてはP26～28《各部の所掌事務》のとおり。



《各部の所掌事務》

高原町新型インフルエンザ等対策本部の所掌事務

部名	所掌事務
町対策本部	1 新型インフルエンザ等の感染拡大防止及び予防対策に関すること 2 新型インフルエンザ等に係る適切な医療の提供(医療等の実施の要請等を含む)に関すること 3 町民生活及び地域経済の安定に関すること 4 国、県、近隣市町村、その他の関係機関との連絡調整に関すること 5 町民への広報及び啓発に関すること 6 緊急事態宣言が出されている場合の措置に関すること 7 その他新型インフルエンザ等対策に必要な事項に関すること

高原町新型インフルエンザ等対策本部編成の分掌事務

部名	分掌事務
健康管理対策部 部長：健康課長	1 町対策本部の設置及び閉鎖に関すること 2 町対策本部会議に関すること 3 町対策本部における庶務に関すること 4 本部長の命令伝達に関すること 5 医療機関との連絡調整に関すること 6 国、県、管轄保健所等との連携に関すること 7 新型インフルエンザ等の情報収集及び伝達に関すること 8 新型インフルエンザ等被害状況の調査及び記録に関すること 9 新型インフルエンザ等に関する相談窓口の設置に関すること 10 町民への感染症予防策の周知に関すること 11 予防接種(特定接種・住民接種)の実施体制に関すること 12 衛生用品の確保及び配布に関すること 13 食品・飲料水等の衛生監視及び消毒等に関すること 14 避難所等の保健指導に関すること 15 保育教育施設等の防疫に関すること 16 保育教育事業者との連携に関すること 17 公立保育所の感染状況の把握に関すること 18 子育て支援センター等の休所措置に関すること

<p>総務対策部 部長：総務課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部の職員の確保のための動員及び派遣に関すること 2 ライフライン情報の収集に関すること 3 公務災害補償その他被災職員に対する給付及び援助に関すること 4 食料・飲料水等の確保及び配布に関すること 5 特定物資の値上げ、買占め等に関すること 6 必要車両等の確保及び配車に関すること 7 対策実施に係る予算措置に関すること 8 消防機関との連携に関すること 9 その他、他部に属さない事項
<p>企画政策対策部 部長：企画政策課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部間の連絡調整、総合調整に関すること 2 関係情報及び活動情報の収集、伝達、集約及び公開に関すること 3 国、県等への報告、要請に関すること 4 報道機関の対応に関すること 5 乗り合いタクシー等交通機関の運行調整に関すること 6 不足する人材・物資の総合調整に関すること
<p>商工観光対策部 部長：商工観光課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業活動の縮小対策に関すること 2 商工観光施設の防疫に関すること 3 商工観光業者との連携に関すること 4 観光客への情報提供に関すること 5 失業対策に関すること
<p>町民環境対策部 部長：町民課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの非常処理に関すること 2 死亡者の埋葬等に関すること 3 感染性廃棄物の収集・処理に関すること 4 防疫、消毒作業に関すること 5 動物・ペットの保護及び収容等に関すること
<p>税務会計対策部 部長：会計課長 副部長：税務課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金品の受付・管理に関すること 2 町税等の徴収猶予に関すること
<p>建設水道対策部 部長：建設水道課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅の防疫に関すること 2 道路の通行規制に係る業務の支援に関すること 3 水の安定的な供給に関すること 4 上下水道事業者との連携に関すること

<p>農畜産振興対策部 部長：農畜産振興課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農畜産業施設の防疫に関する事 2 農畜産物の病害虫及び家畜伝染病の防疫に関する事 3 農畜産業者との連携に関する事
<p>農地林務対策部 部長：農地林務課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 鳥獣等の防疫に関する事 2 林業・水産業施設の防疫に関する事 3 林業・水産業事業者との連携に関する事 4 食品の確保及び安定供給のための関係機関との連携に関する事
<p>教育対策部 部長：教育総務課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立学校の感染状況の把握に関する事 2 学校教育施設、社会教育施設の防疫に関する事 3 公立学校の休業等の措置に関する事 4 学校給食の確保及び感染防止対策に関する事 5 児童、生徒及び教職員の人権確保やメンタルケアに関する事 6 学校教育・社会教育関係団体との連携に関する事
<p>議会対策部 部長：議会事務局長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員との連絡調整に関する事 2 対策会議及び委員会の設置・運営に関する事 3 その他、他部の支援に関する事
<p>福祉介護対策部 部長：福祉課長 副部長：老人ホーム峰寿園長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 一人暮らし、寝たきり高齢者及び障がい者への支援に関する事 2 介護福祉施設等の防疫に関する事 3 介護福祉事業者との連携に関する事 4 ボランティア総合窓口の設置運用に関する事（社会福祉協議会との連携） 5 指定一般避難所の運営支援に関する事
<p>医療対策部 部長：国保高原病院事務長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種等の実施に関する事 2 医師及び看護師の確保に関する事 3 医薬品及びその他の物資の調達に関する事 4 新型インフルエンザ等患者の入院受け入れに係る医療機関との連携に関する事 5 保健所、応援医療機関と連携した医療救護活動に関する事 6 救急搬送要請時のトリアージに関する事 7 患者搬送に関する連絡調整に関する事

Ⅱ. 初動期(感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間)

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、町の危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて町推進協議会等を開催し、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

(参考)

政府対策本部設置等の流れ

- ① 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めるときは、速やかにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- ② 上記の報告があったときは、罹患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は閣議にかけて、政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置場所及び期間を国会に報告するとともに、公示する。

県対策本部設置等の流れ

- ① 厚生労働大臣により新型インフルエンザ等の発生が公表され、国が政府対策本部を設置した場合、県は、直ちに県対策本部を設置する。
- ② 県は、県対策本部の設置にあわせて、関係部局長会、総合対策部、部局対策部、地域対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策の実施体制を迅速に構築する。

②-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

・厚生労働大臣により新型インフルエンザ等の発生が発表され、国が政府対策本部を設置した場合や、県が県対策本部を設置した場合、町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

【健康課】

・町は、必要に応じて、1 **1. 準備期** (2) ①-3 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【健康課、総務課】

②-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

・必要な予算を確保し、迅速に対策を実施する。その際は国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて県や町村会等と連携しながら、積極的な財政支援を国に求める。【総務課、企画政策課】

Ⅲ. 対応期（基本的対処方針が実行されてから、対策本部が廃止されるまでの期間）**（1）目的**

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに町民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

（2）所要の対応**③-1 対策の実施体制**

・政府対策本部設置後においては、速やかに県や関係機関等と連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備したうえで、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【各対策部】

③-2 職員の派遣・応援体制

・新型インフルエンザ等のまん延により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策事務の代行要請を行う。【総務課】

・町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対し応援を求める。【総務課】

③-3 必要な財政上の措置

・町は、必要な予算を確保し、迅速に対策を実施する。必要に応じて県や町村会等と連携しながら、積極的な財政支援を国に求める。【総務課】

③-4 緊急事態措置の検討等について

・町は、緊急事態宣言が発令された場合、直ちに町対策本部を設置する。また、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。【健康課】

・町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）が発令されたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。【健康課】

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

I. 準備期（予防や準備等事前準備の期間）

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、平時から町民等の感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し取組を進める必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー⁶を高めるとともに、情報提供・共有に対する認知度・信頼度の向上に努める。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。

さらに、高齢者や障がい者等の情報が届きにくい方々への配慮や、地域コミュニティを活用した情報伝達の仕組みづくりにも取り組む。また、県や保健所との連携を密にし、一貫性のある情報提供に努める。

（2）所要の対応

①-1 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

① 感染症に関する情報提供・共有

・町は、平時から国や県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、町民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、分かりやすい情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染の発生等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、教育委員会や各施設管理者等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。【健康課、総務課、企画政策課、福祉課、教育総務課】

⁶ 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

② 偏見・差別等に関する啓発等

・町は、国及び県と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。【健康課、総務課】

③ 双方向のコミュニケーションの体制整備

・町は、国からの要請を受けて、町民等からの相談対応を行うため、コールセンター等の設置に向けた準備を進める。【健康課、総務課】

II. 初動期（感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間）

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

（2）所要の対応

町は、国、県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、家庭における対策を含む有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

②-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

・町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、こども、高齢者、視覚・聴覚等が不自由な方等への配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【健康課、総務課、企画政策課】

・町は、町民等の情報収集の利便性向上のため、感染症対策や経済対策など町民等が求める情報等について、必要に応じて集約の上、総覧できるような特設ページを公式ホームページ上に立ち上げる。【総務課】

②-2 双方向のコミュニケーションの実施

・町による情報提供・共有について、有用な情報源として町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置に努める。【健康課】

②-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

・町は、国、県と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。【健康課、総務課】

Ⅲ. 対応期（基本的対処方針が実行されてから、対策本部が廃止されるまでの期間）

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

（2）所要の対応

町は、県や国等から提供された、その時点で把握している科学的知見に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、町内の関係機関を含む町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

③-1 基本的方針

① 迅速かつ一体的な情報提供・共有

・町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるように、こども、高齢者、視覚・聴覚等が不自由な方等への配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【健康課、総務課、企画政策課】

・町民等の情報収集の利便性向上のため、感染症対策や経済対策など町民等が求める情報等について、必要に応じて集約の上、総覧できるような特設ページを公式ホームページ上に立ち上げ、運営する。【総務課】

② 双方向のコミュニケーションの実施

・町は、国からの要請を受けて、コールセンター等の継続に努める。【健康課】

③ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

・町は、国、県と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。【健康課、総務課】

③-2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

町は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況（P8《初動期・対応期の区分及び対応》）に応じて、以下のとおり対応する。

① 封じ込めを念頭に対応する時期（B）

・国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、町民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、町民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。【各対策部】

② 病原体の性状に応じて対応する時期（C-1）

【ア 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明】

・病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、町民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、利用可能なあらゆる情報媒体を活用しながら、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすい説明を行う。【健康課、総務課、企画政策課】

【イ こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明】

・病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や町民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。【健康課、福祉課、教育総務課】

③ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

・ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。【健康課、総務課、企画政策課】

3 まん延防止

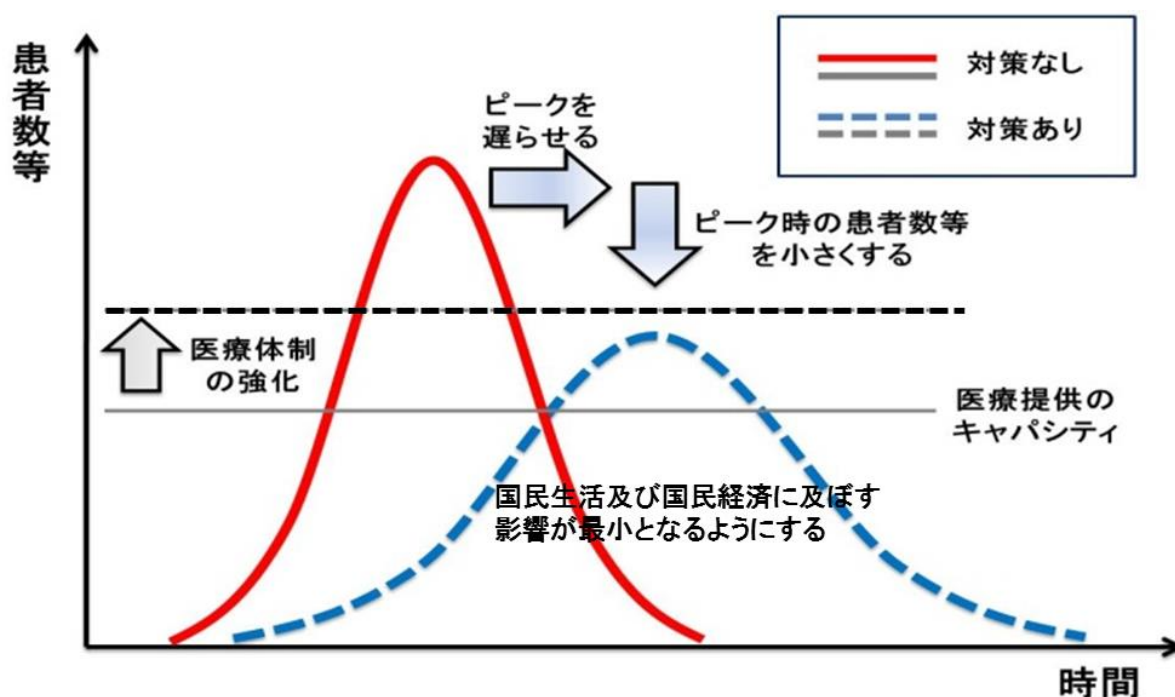
I. 準備期（予防や準備等事前準備の期間）

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

《対策のイメージ》



※県行動計画【国作成「まん延防止に関するガイドライン」より抜粋】

（2）所要の対応

①-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

・町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の周知を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、県が設置する相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。【健康課】

Ⅱ．初動期（感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間）

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。

このため、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

（2）所要の対応

②-1 町内でのまん延防止対策の準備

- ・町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。【健康課、総務課】

Ⅲ. 対応期（基本的対処方針が実行されてから、対策本部が廃止されるまでの期間）**（1）目的**

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。また、国、県及び国立健康危機管理研究機構（JIHS）⁷が示す指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や地域経済活動への影響の軽減を図る。

（2）所要の対応

町は、県や国等から提供された、その時点で把握している科学的知見に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、町内の関係機関を含む町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

③-1 基本的な感染対策の実施

- ・町は、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。【健康課、総務課、企画政策課】
- ・町は、県の要請に基づくまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による不要不急の外出自粛要請等について、地域の感染状況に応じて、町民等へ周知する。【健康課、総務課、企画政策課】

③-2 公共施設等の使用制限や臨時休業

- ・町は、県が実施する緊急事態措置に基づき、地域の感染状況等を踏まえ、公共施設の使用制限（人数制限等）や休館措置を実施する。【各施設所管課】
- ・町は、町が所管する学校について、県の要請に基づき、地域の感染状況等を踏まえ、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級・学年閉鎖又は休校）等の措置を実施する。【教育総務課】
- ・町は、町が所管する保育所等について、地域の感染状況等を踏まえ、臨時休業等の措置を実施する。【健康課】

⁷ JIHS 設立までの間、町行動計画における「JIHS」に関する記載は、JIHS 設立前に相当する業務を行う「国立感染症研究所」若しくは「国立国際医療研究センター」又は「国立感染症研究所及び国立国際医療研究センター」に読み替えるものとする。

《対策の強度に関するイメージ》

強

弱

2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等	(1) 外出等に係る要請 (2) 基本的な感染対策に係る要請等 (3) 退避・運航中止の勧告等	◎都道府県間の移動の自粛要請 ◎営業時間の変更に関する要請に係る営業時間外に営業が行われている場所ごみだりに出入りしないこと等の要請 ◎外出自粛要請 ◎基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケットの徹底、手洗い・手指消毒、人混みを避けること等) ◎感染拡大につながる場面の制限(人と人との距離の確保、大声の制限、在宅勤務や時差出勤等の推奨等) ○退避・運航中止の勧告等
3. 事業者や学校等に対する要請	(1) 休業要請や営業時間の変更等 (2) まん延防止のための措置の要請 (3) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る命令等 (4) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る勧告の公表等 (5) その他の事業者に対する要請 (6) 学級閉鎖・休校等の要請	◎営業時間の変更に関する要請 ◎施設の使用制限や休業要請等 (ア)従業員に対する検査を受けることの勧奨 (イ)入場者の感染防止のための整理及び誘導 (ウ)発熱その他の症状のある者の入場の禁止 (エ)手指の消毒設備の設備 (オ)事業所・施設の消毒 (カ)入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 (キ)正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ◎まん延防止等重点措置に係る命令 ◎緊急事態措置に係る命令 ◎まん延防止等重点措置に係る公表 ◎緊急事態措置に係る公表 ◎イベント等における感染拡大防止に係る計画策定等の要請等 ◎出張の延期・中止の勧告 ◎事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組の実施
4. 公共交通機関に対する要請	(1) 基本的な感染対策に係る要請 / (2) 退避等の要請	◎基本的な感染対策に係る要請 ○減便等の要請 ○学級閉鎖・休校等の要請

※県行動計画【国作成「まん延防止に関するガイドライン」より抜粋】

4 ワクチン

I. 準備期（予防や準備等事前準備の期間）

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

（2）所要の対応

①-1 接種体制の構築

① 接種体制

・町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練の実施に努める。【健康課】

② 特定接種

・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町が実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。特に登録事業者のうち町民生活・地域経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。【健康課、総務課】

③ 住民接種

・平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。【健康課】

（ア） 国等の協力を得ながら、町内に居住するものに対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

（イ） 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ） 速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

《接種対象者の試算方法の考え方》

項 目	住民接種対象者試算方法		備 考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口 7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-7 歳未満）	D	
乳児	人口統計（1 歳未満）	E1	
乳児保護者 ^注	人口統計（1 歳未満）×2	E2	乳児の両親=対象人口の2倍相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6-18 歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

注）乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

※国作成「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」より

①-2 情報提供・共有

① 町民への対応

・町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q & A 等の提供など、双方向的な取組を進める。【健康課】

② 町における対応

・町は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。【健康課】

③ DXの推進

・町は、町が活用する健康管理システムが、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。【健康課、総務課】

・町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。【健康課、総務課】

Ⅱ. 初動期（感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間）

（1）目的

国は、迅速なワクチンの研究開発・製造を行うほか、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

町又は県は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。

（2）所要の対応

②-1 接種体制の構築

・町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

【健康課、総務課】

Ⅲ. 対応期（基本的対処方針が実行されてから、対策本部が廃止されるまでの期間）

（1）目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

（2）所要の対応

③-1 接種体制

・町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。【健康課】

③-2 特定接種

① 特定接種の実施

・新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに町民生活及び地域経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【健康課、総務課】

③-3 住民接種

① 予防接種の準備

・町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な予防接種の準備を進める。【健康課】

② 接種の開始

・町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。【健康課】

③ 接種体制の拡充

・町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて町総合保健福祉センターほほえみ館等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等をはじめとする接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉課や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【健康課、福祉課】

④ 接種記録の管理

・町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種記録に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。【健康課】

③-4 情報提供・共有

・町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、住民への周知・共有を行う。【健康課、総務課、企画政策課】

5 保健

I. 準備期（予防や準備等事前準備の期間）～

初動期（感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間）

（1）目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。また、衛生環境研究所は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

町は、これらから提供される感染症に係る情報を関係者や町民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

（2）所要の対応

①-1 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

・町は、県と連携し、子ども、高齢者、視覚・聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。【健康課、総務課、企画政策課】

①-2 県の人材の確保への協力

・町は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、応援派遣にあたる人員を確保する。【総務課、健康課】

Ⅱ. 対応期（基本的対処方針が実行されてから、対策本部が廃止されるまでの期間）**(1) 目的**

新型インフルエンザ等の発生時に、県予防計画等並びに健康危機対処計画や準備期に整理された町の役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応する。

(2) 所要の対応**②-1 健康観察及び生活支援**

- ・町は、県が実施する健康観察に協力する。【健康課、総務課】
- ・町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。【健康課、総務課】
- ・町は、新型インフルエンザ等のまん延時など、必要に応じた県からの要請に基づき、健康観察及び生活支援を実施する。これに伴い、県は、感染症法に基づき、町に対し、外出自粛対象者等の氏名、住所、連絡先、療養期間その他の患者情報（この項目において「患者情報」という。）を必要な範囲内で提供する。なお、県が町に対し、健康観察及び生活支援の実施に係る要請を行う場合には、事前に要請内容の詳細について十分に協議する。

また、町は、令和4年12月9日付け厚生労働省通知（医政発1209第23号等）に基づき、災害時において被災した外出自粛対象者等の避難に係る情報共有のため、必要な範囲内で県と患者情報を共有する。【健康課】

6 物資

I. 準備期（予防や準備等事前準備の期間）～

初動期（感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間）

（1）目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等⁸の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるよう努める。

（2）所要の対応

①-1 感染症対策物資等の備蓄等

・町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄等については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【健康課、総務課】

・町は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を行う消防機関に対する支援を行う。【企画政策課、総務課】

II. 対応期（基本的対処方針が実行されてから、対策本部が廃止されるまでの期間）

（1）目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、準備期～初動期に引き続き、感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等の確保を促進する。

（2）所要の対応

②-1 備蓄物資等の供給に関する相互協力

・町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国、県、近隣地方公共団体等が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努める。【健康課、総務課】

⁸ 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

7 町民生活及び地域経済の安定の確保

I. 準備期（予防や準備等事前準備の期間）

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により町民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

（2）所要の対応

①-1 情報共有体制の整備

・町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部課局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【健康課】

①-2 支援の実施に係る仕組みの整備

・町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。【総務課】

①-3 物資及び資材の備蓄

・町は、町行動計画に基づき、6 I. 準備期～初動期 で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【総務課】

・町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【健康課、総務課】

①-4 生活支援を要する者への支援等の準備

・町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供の調整等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。【福祉課】

Ⅱ. 初動期（感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、基本的対処方針が実行されるまでの期間）

（1）目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

（2）所要の対応

②-1 遺体の火葬・安置

・町は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。【町民課】

Ⅲ. 対応期（基本的対処方針が実行されてから、対策本部が廃止されるまでの期間）

（1）目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

（2）所要の対応

③-1 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

① 心身への影響に関する施策

・町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。【健康課、福祉課、教育総務課、企画政策課】

② 生活支援を要する者への支援

・町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供の調整等）、搬送、死亡時の対応等を行う。【福祉課】

③ 教育及び学びの継続に関する支援

・町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。【教育総務課】

④ 生活関連物資等の価格の安定等

・町は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【総務課】

・町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【総務課】

・町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。【総務課】

・町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。【総務課】

⑤ 埋葬・火葬の特例等

・町は、7 **Ⅱ. 初動期**（2）②の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下（ア）・（イ）の対応を行う。【町民課】

（ア）県を通じた国からの要請を受けて、可能な限り火葬場を稼働させるよう調整する。

（イ）県を通じた国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

③-2 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

① 事業者に対する支援

・町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和し、町民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。【商工観光課】

② 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

・町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。【建設水道課】

用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム（G-MIS）	G-MIS（Gathering Medical Information Systemの略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症インテリジェンス	感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報（インテリジェンス）として提供する活動
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症危機対応医薬品等	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等
感染症サーベイランスシステム	感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起らないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症

基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、予防計画、都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊療養施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊療養施設等と締結する協定
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年 4 月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。

個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン等のように、各種の病原体、化学物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るための防護具
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民（町民）等が適切に判断・行動することができるよう、国・県（町）による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
町推進協議会	高原町健康づくり推進協議会。健康づくり事業の総合的な推進を図ることを目的として、管轄保健所長、医療機関代表者等で構成する協議会
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
連携協議会	平時から感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、感染症法第10条の2に基づき、県、保健所設置市、県医師会等で構成する協議会

EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。 ①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組のこと。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。